

# 平成29年 第5回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成29年5月12日(金)  
午後3時00分～午後5時7分(休憩25分)
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員  
教 育 長 吉 原 孝  
教育長職務代理者 三 宅 義 雅  
委 員 田 中 保 和  
委 員 山 崎 裕 行  
委 員 近 藤 温 子
4. 出席した職員  
教 育 部 長 尾 野 晋 一  
教 育 監 三 浦 正  
次長兼教育総務課長 福 島 潔  
次長兼社会教育課長 石 垣 好 啓  
文化財課長 一 松 孝 博  
文化財課長補佐 石 田 成 年  
スポーツ推進課長 北 井 潤 一  
公 民 館 長 酒 谷 敬三郎  
図 書 館 長 山 角 清 治  
学 務 課 長 松 田 成 史  
指 導 課 長 野 間 浩 一  
こども未来部長 石 橋 敬 三  
次長兼こども政策課長 中 川 拓 也  
次長兼こども育成課長 篠 宮 裕 之  
事務局教育総務課 寺 川 款  
事務局教育総務課 井 上 敦
5. 議事案件  
議案第15号 柏原市教育振興基本計画について(継続審議)  
議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について  
議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について  
議案第18号 柏原市文化財保護審議会委員の委嘱について  
議案第19号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について  
議案第20号 柏原市指定有形文化財の指定について  
議案第21号 柏原市立サンヒルスポーツセンター条例施行規則の制定について  
議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について

- 議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について  
議案第24号 平成29年度就学援助の認定基準について  
議案第25号 「堅上小学校特認児童が利用する」スクールバス運営費用の一部負担について  
議案第26号 平成30年度使用柏原市立小・中学校教科用図書の採択について

## 6. 報告事項 他

### 7. 会議録の承認及び会議の要旨

吉原教育長： 只今より、平成29年 第5回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、近藤 温子 委員、よろしく願いいたします。初めに、平成29年 第4回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思っております。会議録につきまして、何かご意見はございますか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは第4回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。それでは議事に入ります。本日の議事案件は12件ございます。継続審議となっております議案第15号については、前回の会議後、よく内容を読んでいただき、都度、都度ご質問やお気付きの点について、ご連絡をいただいていたということでございますが、事務局から追加での説明などがあればお願いします。

三浦教育監： 特にございません。

吉原教育長： この議案につきまして、改めてご質問等はございますか。

田中委員： 用語の使い方、26ページと33ページで、「協働態勢」の「態勢」について、意識してこの漢字を使っておられるのかと、33ページの46の②にあります「協働態勢」とその下にある「支援体制」について、わざと使い分けしているのですか。辞書で調べてみると、「態勢」の方は今から行動しようとする姿勢を示し、「体制」の方は組織を示すということです。今から協働して動こうとすることを深めるのか、或いは組織としての方が良いのか、どちらにもとれるのですけれども少し気になりました。

三浦教育監： 「態勢」と「体制」につきましては、使い分けをさせていただいております。

田中委員が言われたように意味、「体制」の方につきましては、組織的なことというようなことで、別々の意味で漢字をわざと使わせていただいております。今言われたように、これはどちらかなというところがあります。

田中委員： 能動的な感じがしますので、26ページはこれでいいような気がしますが、33ページの方はどちらも使える。

山崎委員： 私は少し違った意味で「体制」の方は、「国家体制」とか「社会体制」とか「自由主義体制」「資本主義体制」とか非常に大きな組織を言うと、小さな場合には「態勢」の方を使うと思っていたのですけれども、使い分けをされているのですか。そういう意味では、田中委員が言われたように26ページはこれでいいですか。

三浦教育監： 少し補足をさせていただきますと、文献とかを調べましたところ「態勢」の方は一時的な対応であったり、身構えであったりを表すのに対し、「体制」の方は統一的・

持続的・恒久的な組織・制度というようなことがありますので、使い分けているのですけれども、迷うようなところもあります。

田中委員： 能動的な意思を強くしているということで、こちらを使われているというのであれば、それはそれでよいかなと思います。

山崎委員： 新聞等を読んだら「体制」というのは、あまり使わないのですね。組織であっても、あまり使っていないね。

吉原教育長： そうですね。むしろ支援体制の方は慣用的に使っています。協働態勢は原案のままでよろしいですか。

田中委員： はい、あとは修正されておりました。

吉原教育長： 他に何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第15号について、原案を修正したものを承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは「議案第15号 柏原市教育振興基本計画について」は、原案を修正したものを、承認することにいたします。続きまして、議案第16号については、事務局・石垣次長より説明をお願いします。

石垣次長： 資料の2ページをお開き下さい。社会教育課より議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について、でございます。平成28年4月1日付で委嘱した委員について所属団体における異動があったので、社会教育法第15条第2項及び柏原市社会教育委員条例第3条の規定により、次のとおり委嘱するものでございます。3ページをお開き下さい。

**【柏原市社会教育委員 委嘱予定者、資料により説明】**

なお、委嘱年月日は平成29年5月12日。委員の任期は、平成29年5月12日から平成30年3月31日までとなっております。こちらにつきましては、柏原市社会教育委員条例第4条の規定により、前任者の残任期間としております。よろしくご審議、ご決定をお願いします。以上でございます。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

田中委員： 議案書に委嘱年月日が5月12日と書いてありますが、この方はこの日からということですね。

石垣次長： 各種団体の方での異動に伴っての改正となります。

田中委員： 充て職になるのですね。

石垣次長： 充て職になります。

吉原教育長： 他に何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第16号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは「議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第17号についても、事務局・石垣次長より説明

をお願いします。

石垣次長： 4ページをお開き下さい。議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について、でございます。平成28年4月1日付で委嘱した委員について所属団体における異動があったので、柏原市民文化会館市民劇場委員会規約第3条の規定により、次のとおり委嘱するものでございます。5ページをご覧ください。

**【柏原市民文化会館市民劇場委員会委員 委嘱予定者、資料により説明】**

委嘱年月日は、平成29年5月12日、こちらも本日でございます。委員の任期につきましては、平成29年5月12日から平成30年3月31日まででございます。柏原市民文化会館市民劇場委員会規約第6条第2項の規定において、前任者の残任期間としております。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第17号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは「議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第18号について、事務局・一松文化財課長より説明をお願いします。

一松課長： 6ページをご覧ください。議案第18号 柏原市文化財保護審議会委員の委嘱について、でございます。柏原市文化財保護条例施行規則第24条の規定により、次のとおり委嘱するものでございます。

**【柏原市文化財保護審議会委員 委嘱予定者 資料により説明】**

なお、委嘱を予定している方々につきましては、全員前回と同じ方々でございます。委嘱年月日は、平成29年4月1日、委嘱期間としましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第18号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第18号 柏原市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第19号についても、事務局・一松課長より説明をお願いします。

一松課長： 続きまして、8ページをご覧ください。議案第19号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、でございます。平成28年4月1日付で委嘱した委員について所属団体における異動があったので、柏原市立歴史資料館等運営協議会規約第3条の規定により、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱予定者につきましては、9ページをご覧ください。

**【柏原市立歴史資料館等運営協議会委員 委嘱予定者 資料により説明】**

委嘱年月日は、平成29年5月12日、任期につきましては、平成29年5月12日から平成30年3月31日までで、柏原市立歴史資料館等運営協議会規則第4条第2項の規定により、前任者の残任期間となるためでございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員： （意見・質問等なし）

吉原教育長： 議案第19号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： （異議等なし）

吉原教育長： それでは「議案第19号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第20号について、事務局・一松課長より説明をお願いします。

一松課長： 議案第20号でございます。10ページをお開き下さい。柏原市指定有形文化財の指定について、でございます。柏原市文化財保護条例第6条の規定により、次のとおり指定するということでございまして、内容につきましては11ページをご覧ください。こちらにつきましては、柏原市文化財保護審議会より答申をいただきました5点、青谷の方にございます地蔵尊でございます。①椀田地蔵尊②谷尻地蔵尊③大門所地蔵尊④庄上地蔵尊⑤南地蔵尊でございます。所有者は青谷地区区長でございます。員数等につきましては、各1躯でございます。それぞれの地蔵尊の詳細につきましては12ページの方をご覧ください。また、答申の内容等につきましては別冊の資料の方をご覧くださいませよう、よろしく願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

田中委員： 全て青谷地区ですね。地蔵尊が多く存在する歴史的な何かがあるのですか。

石田補佐： 只今のご指摘の内容でございますが、青谷に所在いたします地蔵尊5体につきまして、今回、指定を考えております。柏原市内には多くの地蔵尊がおられますけれども、その中でも青谷につきましては、記年銘、その像に記された年代が古かったり、また道標代わりに使われているものがあつたり、また石材の素材として、非常に特徴的なものがあつたりと、それと実は地元から文化財としての価値はどうかという照会がありましたので調査を重ねまして、また文化財保護審議会でも色々ご検討はいただきました。その結果、柏原市の指定文化財に相応しいと答申をいただきましたので、今回ご審議をいただいております。よろしく願いいたします。

吉原教育長： それぞれの年代、鎌倉時代があつたり、江戸時代もあつたり色々分かれてはいるのですけれども、この地域独特の古い地蔵尊が残っており、いずれも青谷地区の区長さんが管理しておられるということです。以前から、文化財に関するお話がありましたので、この機会にということで、審議会の方でも丁寧にチェックをしていただき、先日、答申をいただいたところです。青谷地区も段々住民の方の人数も減ってきて、これから観光地まではならないでしょうが、そういう歴史的なものを大事にして、よく歩く方はあの方、河内堅上駅からや、里山公園などを歩いておられるのですね。そういう方々に文化財に指定されたことを知ってもらおうということは、地域の方々もそうですし、柏原市全体と

しても非常に有意義なことではないかと思ひます。ぜひとも指定すべきであらうかなと思ひます。

田中委員：最近、市外から観光で、特にウォーキングで来られている方が多いので、こういうことを、観光コースなどで積極的アピールしてもらいたいですね。

吉原教育長：保存については、現時点でも地元でしておられるので、市費が沢山必要というわけでは決してありません。

田中委員：最近、地藏尊はブームになっているのですか。

近藤委員：この資料を大変興味深く拝見したのですが、「梶田地蔵尊」のところで「右ほりうじ」と書かれています、何を示すものですか。

石田補佐：法隆寺のことです。

近藤委員：「志ぎ山」を指すものは分かったのですが、そうですか、法隆寺を指しているのですか。

石田補佐：いつ彫られたのかはわからないのですが、江戸時代であることは間違いないようです。道標代わりに使われていたという地藏尊も件数としてはあまりありませんので、青谷の交通路としての位置づけということが、そこに表現されているのではないかと、今回対象としております。それからもう1点写真の中で14ページの上段ですが、暗いところに、白い点々があるのですが、カラー写真でないため分かりにくいのですが、1つ青谷の地藏尊で特徴的なのが、地藏盆が9月23日に行われるのです。通常より1ヶ月遅れると、それは青谷の人にとって、8月の終わりというのは、ぶどうの採り入れが忙しくて1ヶ月遅らせているということも、青谷の地藏尊を特徴づけるものであるということです。庄上さんへ行くところの参道に提灯を100m程度、連ねるのです。それが非常に幻想的で、先程ご意見が出ておりましたが、その光景が見る人を引きつける材料になって青谷が注目されることになれば、いいのではないかと地元の方は言っておられます。

吉原教育長：この議案につきまして、他に何かご質問等はございますか。

委員全員：（意見・質問等なし）

吉原教育長：議案第20号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

吉原教育長：それでは「議案第20号 柏原市指定有形文化財の指定について」は、原案のとおり承認することといたします。文化財指定については、積極的にフェイスブック等でPRを、そうしたものに掲載すると、好きな方の間ですぐに情報が拡散して広がりますので、ぜひともお願いします。

田中委員：そうですね。PRの方をよろしくお願いします。

吉原教育長：それでは次に、議案第21号について、事務局・北井スポーツ推進課長より説明をお願いします。

北井課長：議案書の13ページをお開き下さい。議案第21号 柏原市立サンヒルスポーツセンター条例施行規則の制定について、でございます。条例施行規則の制定理由でございますが、先般、柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の制定につきまして、教育委

員会会議でご同意いただき、また3月に開催されました市議会定例会におきましても、ご承認いただいたところでございます。この度の施行規則は、条例をさらに明確化したものでございます。14ページから15ページに条文を明記しております。それでは条文の説明でございますが、14ページをご覧ください。第1条では、この規則の趣旨を、第2条では使用許可の申請等について、第3条では使用の取下げについて、第4条では使用料の減免申請について。次に15ページをご覧ください。第5条では使用料の還付申請について、第6条では使用者の守るべき事項について、それぞれ明記しております。また参考として、16ページから24ページに申請書等の様式などを掲載しております。なおこの条例施行規則は教育委員会会議で制定することになりますが、既に法務課とは調整済みで内容につきましては、このとおりで決定してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

吉原教育長： 法務課、例規審査会で字句の修正等について、可能性としてはあり得るのですか。

北井課長： 最終確認はいたしますが、条文の内容的なものについてはこのとおりです。

吉原教育長： 次の広報誌でも7月20日にプールが開くとか、オープンになっておりますし、近々指定管理者が決定されますね。そういうことも含めて遺漏なきようお願いいたします。

尾野部長： 指定管理者についてのご報告は、次回の定例教育委員会会議となります。

吉原教育長： この議案につきまして、他に何かご質問等はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第21号について、法務課・例規審査会において、細かな字句の修正などが加わる可能性はございますが、条文の内容につきましては、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第21号 柏原市立サンヒルスポーツセンター条例施行規則の制定について」は、原案のとおり制定することといたします。議案第22号について、事務局・酒谷公民館長より説明をお願いします。

酒谷館長： 議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、申し上げます。社会教育法第30条及び柏原市公民館運営審議会条例第3条の規定により、次のとおり委嘱する。26ページをお開きください。

**【柏原市公民館運営審議会委員 委嘱予定者 資料により説明】**

なお、委嘱を予定している方々のうち、一般公募に応募された方で家庭教育に資する活動を行う者として1名、並びに区長会、こちらは社会教育関係者として3名の方が、前回の委員とは違う方々でございます。委嘱年月日は、平成29年4月1日、委嘱期間としましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

田中委員： 確認ですが、委嘱年月日について5月12日からと4月1日からとがありました。その取扱いはどうなのか。

石垣次長 : 途中交代の場合と任期満了に伴う新たな委嘱とでございます。

吉原教育長 : 他に何かご質問等はございますか。

委員全員 : (意見・質問等なし)

吉原教育長 : 議案第22号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員 : (異議等なし)

吉原教育長 : それでは「議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第23号について、事務局・山角図書館長より説明をお願いします。

山角館長 : 図書館より議案第23号について、ご説明いたします。27ページをお願いいたします。議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について、でございます。図書館法第15条及び柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、任命をお願いするものであります。28ページをお願いいたします。

**【柏原市図書館協議会委員 任命予定者 資料により説明】**

先程の公民館と同じく平成29年3月31日をもって、前回委員が任期満了となっております。新たに選出するものであります。今回の委員では、学校教育関係者1名、社会教育関係者2名におきまして、前回の委員から変更がございました。任命年月日は、平成29年4月1日、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願いいたします。

吉原教育長 : 一般公募の方は、そのまま引き続いてですか。

山角館長 : 3月に新たに公募いたしました。5名の方の応募がございましたが選考の結果、前回と同じ方2名になりました。

吉原教育長 : 前回と同じ方が応募されて、選考の結果、継続してお願いするということですか。

山角館長 : はい。

吉原教育長 : この議案につきまして、他に何かご質問等はございますか。

委員全員 : (意見・質問等なし)

吉原教育長 : 議案第23号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員 : (異議等なし)

吉原教育長 : それでは「議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第24号について、事務局・松田 学務課長より説明をお願いします。

松田課長 : 学務課よりご説明いたします。29ページをご覧ください。議案第24号 平成29年度就学援助費の認定基準について、次のとおりとする、でございます。30ページをご覧ください。平成29年度の準要保護児童生徒の認定基準は、柏原市就学援助費支給要綱第4条第2項の規定により、本市の生活保護基準の1.1倍としております。就学援助費につきましては、標準4人世帯で借家の場合、2,662,380円、持ち家の場合2,286,547円が認定基準額となっております。昨年度は、借家と持ち家によって、就学援助費の認定基準額を変えた点と、就学援助支給額の内、新入学学用品費の支給



時期を一部変更した点の2点の変更がございましたが、今年度は特に変更はございません。次に、就学援助制度の概要につきましては、31ページ以降に記載しております。就学援助制度は、経済的に就学が困難と認められる児童及び生徒に対し、必要な援助を行う制度でございます。制度自体には変更はございませんので、説明は割愛させていただきますので、ご了承ください。32ページの認定者数をご覧ください。平成27年度から、認定者数・認定率が少し下がっております。これは、平成27年度は、認定基準額をそのものを引き下げたことが大きな要因です。平成28年度につきましては、先程申し上げましたように、認定基準額を持ち家と借家に分けたことが大きな要因であると考えられます。今年度、平成29年度の申請状況ですが、5月11日現在、学務課での受け付けは427件です。昨年の同時期に比べ、約82件程少ない数でございます。学校申請分は、5月末に改めて集計することになっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

吉原教育長： 今、話題のふるさと納税の影響は考えられないですね。就学援助費は課税標準額で判断する限りは、影響はないですね。

田中委員： 基準としては、昨年度と一緒ということですね。

吉原教育長： 借家と持家とをしっかりと分けたということで、昨年度も何件かの再審請求がありましたけれども、それはそれで丁寧に対応するというので、昨年より件数が減っているというのは、児童・生徒の総数が減っているということなのですか。

松田課長： 恐らく、そうではないかと思えます。

山崎委員： 認定率も減っています。

吉原教育長： 件数も減って、認定率も減るということですね。

山崎委員： 認定率が減るということは、厳しいからかな。

尾野部長： そのままのアナウンス効果がどこまであったかということですね。基準を下げましたというところで、持家と借家で基準をわけましたという話になって、その辺りが去年に比べて今年は浸透しているということからすれば、どうなのかと考えるところです。去年は割とアナウンス効果が浸透していなかった。その427件というのが去年から82件減っているというのは、ある意味去年否認認定であったから、今年も無理かというようなことでございます。

吉原教育長： 市民の所得が上向いたということではない。

尾野部長： それはどの市も同じような状態だと思います。余談ですが、入学準備金について新聞等々で柏原市が実施していることを受けまして、問い合わせ等があったというような話です。

吉原教育長： 有り難いですね。

尾野部長： 先駆的な取組という話です。

三宅委員： 5月11日現在での件数で、年度末まではいかないけれども、もう少し増えてくる可能性はあるのですか。

松田課長： ございます。あと学校申請の方の件数を入れておりません。

山崎委員： 17.6%というのは、以前は27%、28%ということもありました。柏原市はそんなに大変なのかという話をしていましたけれども、1.1倍となったという話

もありますし、その辺りの違いはあります。中学校の夜間学校の就学支援というのは、いつから実施していましたか。

松田課長 : これはかなり以前よりございましたが、去年は対象者がおりませんでした。

山崎委員 : 八尾へ行っているのですね。

吉原教育長 : 八尾・東大阪とあります。

田中委員 : 先程の中学入学準備金は、6年生でないと駄目ですね。

尾野部長 : これまでは、中学1年生になってから支給していました。それではあまりにも不都合ということでしたので。

田中委員 : それでは、他市から3学期に転入してきたという人は支給されるのですか。

尾野部長 : 申請時に間に合えば、もちろん支給できます。そのまま柏原の中学校へ行かれると、柏原市民でいただくということです。

近藤委員 : 33ページのところで、国は平成29年度からその予算単価のうち新入学学用品費の単価を、小学校で2万470円を4万600円に、中学校で2万3,550円を4万7,400円と約2倍に引き上げましたが、今年度中に対応するのは難しいという説明をされているのですが、これは今後考えていくという方向ですか。

尾野部長 : 事務局としましては、財政難の中、いかに財源を確保していくかというところで、そのまま上げますと400万円弱の予算増になってしまいます。どこかで一定見直しを図りながら、いくらかを増やすというようなスクラップしてビルドするようなことが財政課からは求められる。もし国基準に合わせるというようなことをするのであれば、その辺りをどうするかというのも考えていかなければならない。ただ、それに向けて進めたいという意向も持っています。ただ、その財源が財政当局との折衝の中で、それが認められるかどうかという別の問題もございます。我々として17.6%というのが、どうなのか。この平成29年度でまた数字が出ますので、そこら辺のことを踏まえて財政当局と話をさせてもらったら、基準は変えないけれども、額の増額はできないのか、そういうことで折衝はしていきたいという気持ちは持っています。

吉原教育長 : ここ数年、財政当局からのたび重なる見直しの要請があつて、本来であれば国のベースの、ただイコールにする必要はないのですけれども、それに倣ってきたとすると上げてあげたいという想いはあります。片方で新規事業に振り向けていたのが、窮屈になってくるということがあります。ただ議会の方からは、国のその辺の動きは当然、知っておられるので問合せがあるかもしれません。それは全体予算の中でどう動いていくのか。単価というより年度途中の所得の激変などで困っておられる世帯に対して、丁寧に対応していただくというのが、いいのではないかなという気がするのです。確かにこれだけ上がっていくというのは、費用がかかっているのでしょうけど、予定していた方に支給するというのがいいのか、本当に困っているところに集中的に支給する方がよいのか。生活保護基準と一緒にとはいえ、就学援助、それに準ずるもの、カテゴリーからいくとね、どこまでも一緒に単価でしないといけないということではないと私は思っています。

近藤委員 : お金のこととは全然別のことですが、中学校の場合ですと制服が一番大きい割合を占めてくるので、別のことではあるのですが、制服のリサイクルなどを進めていく

というのも、就学援助を受けられる方々にとっては助かるものになってくると思います。ここがこのままの額でも、親の立場から言うとリサイクルで貰えれば、この額でも何とかいけるよねという感じになってくるので、学校によってはリサイクルをしているところもあると思います。できるだけリサイクルも進めていただけたらいいなと思っています。

尾野部長： ご意見につきましては、学校とも相談させていただきます。教育委員会全体として取組むというよりは、まず学校でそういうことが可能なかどうかということがあるので、学校とも相談したいと思います。

吉原教育長： そうですね。

近藤委員： ありがとうございます。

山崎委員： どちらにしても、余裕ができれば、上げることも考えないといけないでしょうね。

三宅委員： 先程、教育長が言われたように、本当に必要としている人、そこに上手く支給できるようにということを考えると、予算の額は決まっているとしたら、単価をあげないで人数を増やすという必要な所へ支給していくという方も考えられます。確かに国の方は上げてきているから、それだけという必要があるかもしれませんが、逆に基準が緩くなる可能性はありますけれども、本当に必要なところに支給してあげたらいい。

吉原教育長： 生活保護というのは、蓄えも含めてすべて出してのこれです。要するに入学用品費というのは、当然この子が生まれたらいくつになったら学校にいかないといけないことがわかっている。それまでに少しずつ貯めていくのが本来とすれば、生活保護はその預貯金も全部処分したうえで、これですから、それと準じている準要保護とは違うのです。今では生活保護で、子どもの大学入学資金を貯める。以前は駄目であったけれども、今は認められています。その中でしのび、生活保護世帯と準要保護の世帯はその部分が違うんです。これはしっかり議論して単価を上げるかということと、先程のリサイクルの話を、しっかりしていけば、それは嫌と言われるご家庭に決して進めるわけではないから、子どもはすぐに体が大きくなって着ることができなくなるわけですから、当面それを借りておこうかとなるかもしれない。それはぜひとも検討してもらいたい。他に何かご質問等はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第24号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第24号 平成29年度 就学援助の認定基準について」は、原案のとおり承認することといたします。議案第25号について、事務局・松田 学務課長より説明をお願いします。

松田課長： 37ページをお開き下さい。議案第25号「堅上小学校特認児童が利用する」スクールバス運営費用の一部負担について、でございます。「堅上小学校特認児童が利用する」スクールバス運営費用の一部負担について、次のとおりとする。資料の38ページでございますが、机上の方に差替え分を置かせていただいております。受益者負担額等の詳細が資料作成時にまだ固まっておらず、先日の会議で固まり変更しておりますので、差換え

の分をご覧ください。まず概要です。平成30年度より、堅上小学校でスクールバスを利用している小規模特認児童の保護者に対して、利用負担金としてスクールバス運営費用の一部を負担していただくという方向です。徴収対象は、スクールバスを利用している堅上小学校特認児童でございます。受益者負担額は、1人、ひと月1,000円で考えております。徴収月は、8月を除く11か月。徴収方法は学校経由で徴収します。申請先は、柏原市教育委員会教育長となっております。保護者への周知の流れの大まかな部分でございますが、小規模特認保護者懇談会というものがございます。そこで平成30年度よりスクールバス運営費の一部負担をお願いするというふうなことをお伝えさせていただこうと思っております。平成29年9月には、詳細の部分について配布。平成29.10月には、毎年募集しておりますので、募集案内に一部負担金を記載したものを配布するというような予定をしております。柏原市立堅上小学校スクールバス利用条例等の作成については、条例か規則かということもございますが、最終的には期日は決まっておりますが、教育委員会会議において上程させていただき、ご同意をいただきたいと考えております。以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

吉原教育長： 正式決定は、教育委員会会議でですか。

尾野部長： 負担を求めるという決定は市長部局との話の中では決定されております。ただ取り方と言いますか、徴収方法等については条例で求めていくというのが、本来筋であろうというのがありますので、その辺はまた話し合いをして、条例であれば議会に提案させていただくこととなります。

吉原教育長： 今日、この段階で教育委員会会議で承認する内容というのはいくらまでですか。

尾野部長： この内容的にこういう流れでいきますというのを、ご了解といたしますか、ご承認いただきたいと思いますと考えております。

吉原教育長： 先程、言われたように条例になるのか、規則になるのか、それも要らないということになるのかということは、これから詰めていくのですね。

尾野部長： その都度、中身については教育委員会会議で話をさせていただくこととなります。

吉原教育長： この議案につきまして、他にご意見はございますか。

山崎委員： 教育委員会会議でバス代を取るかどうかというのを決めてもらうというのは、そういうことではないと思います。事務局の方がこういう方向でやりたいということで、ここではその流れを認めるかどうかだと思います。1つはこの5月に保護者懇談会でお話しするということでしたが、これまでに少くらは言っているわけですね。バス代のことについて、徴収するというような話もしているわけですか。

尾野部長： 昨年からしております。

山崎委員： 去年からしているわけですね。保護者にもしているわけですね。

松田課長： 保護者代表の方々です。

山崎委員： 代表の方から保護者の方に伝わっているということも考えられるのですね。

松田課長： そう考えられます。

山崎委員： こういう1ヶ月1,000円徴収して、特認児童が減るということは考えら

れる。考えられない。大した要因ではないですか。

松田課長 : 影響はあるかもしれません。

山崎委員 : 特認考えていたけれども、やめておこうかという人が出てくるか。

松田課長 : 出てくる可能性はゼロではないかと思えます。

山崎委員 : そうか、今まで、前もってお知らせしている中で、そういう話は出てこなかったわけ、全然なかった。

松田課長 : 一部負担になった場合に特認に行かないという話ですが、どちらかと言いますと、スクールバスをこれからも継続してほしいとの思いをもって話しをされる保護者は何人かおられました。

山崎委員 : 継続させて欲しいので、1,000円の負担ならいいよと言うことですか。

松田課長 : その辺りは説明の中で、このままでは続けられないということですので、一部負担をお願いしたいという形で、代表の方々ですけれども今までお話をさせていただいております。

尾野部長 : 今年の募集の方に説明はしていない。

松田課長 : 昨年度、説明はしております。

尾野部長 : 負担についてもですね。

松田課長 : ゆくゆくは、そうした方向になる旨の説明はしております。

山崎委員 : 大体、こういう話は、反対が多いときは小出しに出した時に瞬間的に広がって、反対の声が出てきますが、そういうことはないのですね。

松田課長 : それは、ございません。

山崎委員 : わかりました。

吉原教育長 : 去年度から言っているのですね。

尾野部長 : 昨年夏に1回、在校生の人に対して言っていますし、今年の入学生にも説明しております。

吉原教育長 : この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員 : (意見・質問等なし)

吉原教育長 : 議案第25号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員 : (異議等なし)

吉原教育長 : それでは「議案第25号 「堅上小学校特認児童が利用する」スクールバス運営費用の一部負担について」は、原案のとおり承認することといたします。ここで暫時休憩を取りたいと思います。

#### 【暫時休憩】

吉原教育長 : それでは、教育委員会会議を再開いたします。議案第26号について、事務局・野間 指導課長より説明をお願いします。

野間課長 : 議案第26号「平成30年度使用 柏原市立小学校・中学校教科用図書の採択」について指導課よりご説明申し上げます。小・中学校の平成30年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成29年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなけ

ればならないこととなっております。よって40ページから41ページにございます、平成30年度小・中学校用教科用図書の採択につきましてご審議よろしくお願ひ申し上げます。なお、小学校の道徳につきましては、今年度の7月に採択の方よろしくお願ひいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 議案第26号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第26号 平成30年度使用柏原市立小・中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり承認することといたします。議事案件は以上です。続いて、報告事項に移ります。

吉原教育長： 【平成29年度奨学生選考委員会委員並びに柏原市学力向上対策委員会委員について、臨時代理による委嘱の承認】について、報告。

松田課長： 【平成29年度柏原市立学校園の児童・生徒・園児数、学級数と教員数】について報告

野間課長： 【いじめに関するアンケートの実施時期】について報告

吉原教育長： ただ今、報告がありましたが、ご質問等はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

吉原教育長： 他に報告事項はありますか。

各課： (報告事項なし)

吉原教育長： 以上のようにございますので、平成29年第6回定例教育委員会会議につきましては、平成29年6月29日(木)の予定でよろしいですか。

委員全員： (了承)

吉原教育長： 以上をもちまして、平成29年第5回定例教育委員会会議を終了します。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年5月12日

柏原市教育委員